

豊島区の小規模保育事業



豊島区子ども家庭部保育園課

1

小規模保育事業の経緯

平成
25年
3月

平成25年度の待機児童数が急増したことがきっかけ

区は、平成20年度より待機児童対策を実施してきたが、平成25年4月時点の待機児童数が前年度の倍になりそうな状況であることが判明。

そのため、緊急対策として東京都が発表したスマート保育(小規模保育)事業など2年間で約220名分の保育受入枠を設ける待機児童緊急対策プランを実施することを決定

平成
25年
4～5月

小規模保育事業所の基準作りと公募開始

都の考えているスマート保育は、事業をやりたい区市町村が独自に基準を考えることになっていた。平成27年度に施行される子ども・子育て関連3法の内容を想定しつつ、区の基準を策定。5月下旬より公募開始。

平成
25年
8月

第1号を設置

公募により相当数の法人から問い合わせがあった。区内の待機児童の分布や法人の力量、物件等を審査し、第1号を豊島区高田に設置。

平成
27年
1月

現在の状況

本日現在、区内に7園の小規模保育事業所が存在。本年4月にはさらに5園を設置予定。

さらに既存の施設型保育ママ8か所も小規模保育事業所に移行させる予定

2

小規模保育事業とは

概要

0歳児～2歳児を入所対象とする6人以上19人以下の小規模な保育事業。

一人あたりの面積

0歳児及び1歳児 3.3㎡以上
2歳児 1.98㎡以上

職員配置基準

0歳児:3人につき基準職員1人、1歳児及び2歳児:6人につき基準職員1人
(基準職員の6割以上が保育士資格を持っていること。)
平成27年4月以降は、子ども・子育て関連3法の施行により、国の基準に基づく。

主な設備基準

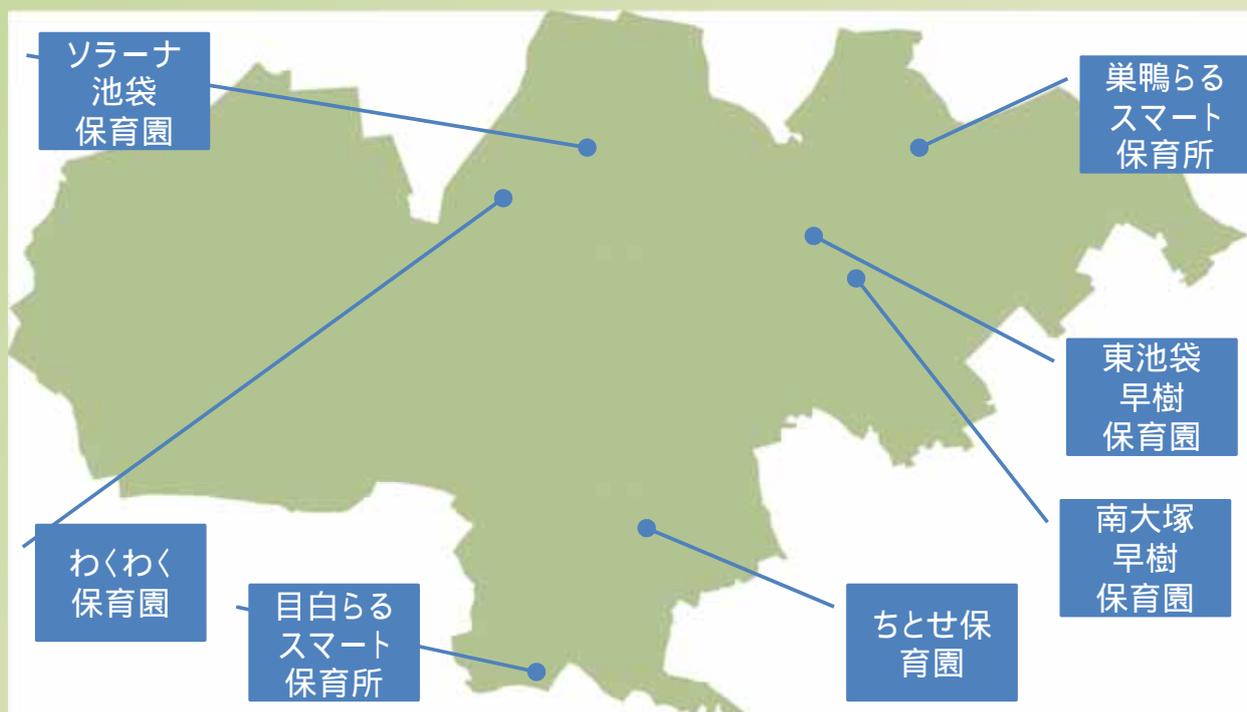
- ・ 医務室(事務室との兼用可)、調理室、トイレを設置すること。
- ・ 非常口は2か所2方向を確保すること。
- ・ 耐震基準を満たしていること。
- ・ 室内化学物質の測定で、安全性が確認できていること。
- ・ カーテン、敷物等は防災処理がされていること。
- ・ その他

保育料

区が決めた保育料(応益負担)を保護者が法人に支払う。
例えば、週5日間1日8時間利用で月額28,800円。
平成27年以降は、子ども・子育て関連3法の施行により、認可保育所の保育料と同額とする予定。

3

現在の小規模保育事業所在地



4

小規模保育事業所の平均像

施設面積

約55㎡～約140㎡。
60㎡～70㎡台が多い。

定員

13名～19名。
13名～14名が多い。

職員

6名～17名
8名前後が多い。

施設

既存事業ビルの一室の改修による設置が多い。

